

第53号議案

令和元年12月20日
任用給与課

東京都規則等の一部改正について（任用関係・給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都規則等の一部改正については申請（別添1）のとおり承認する。

また、下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正については申請（別添2）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都規則等の一部改正（別添1）

- 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正（別添2）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）

I 東京都規則等の一部改正

1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																																											
成 績 率 第3条の4第1項	【成績率の範囲の改正】 勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げることに伴う規定整備 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × <u>成績率</u> </div> ○ 令和元年12月期の成績率の範囲 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>0.9460 ～ 1.2899</td> <td>0.9020 ～ 1.2299</td> <td>1.075月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>0 ～ 1.90</td> <td>0 ～ 1.80</td> <td>1.35月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>0 ～ 2.15</td> <td>0 ～ 1.95</td> <td>1.25月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.9345 ～ 1.65</td> <td>0.8900 ～ 1.55</td> <td rowspan="2">1.05月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.9450 ～ 1.60</td> <td>0.9000 ～ 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再 任 用</td> <td>指定職</td> <td>0.5060 ～ 0.6899</td> <td>0.4620 ～ 0.6299</td> <td>0.575月</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.55625 ～ 0.95</td> <td>0.51175 ～ 0.85</td> <td>0.625月</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.46725 ～ 0.60</td> <td>0.42275 ～ 0.60</td> <td rowspan="2">0.525月</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.4725 ～ 0.60</td> <td>0.4275 ～ 0.55</td> </tr> </tbody> </table>				成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	0.9460 ～ 1.2899	0.9020 ～ 1.2299	1.075月	部長級	0 ～ 1.90	0 ～ 1.80	1.35月	課長級	0 ～ 2.15	0 ～ 1.95	1.25月	課長代理級	0.9345 ～ 1.65	0.8900 ～ 1.55	1.05月	主任以下等	0.9450 ～ 1.60	0.9000 ～ 1.50	再 任 用	指定職	0.5060 ～ 0.6899	0.4620 ～ 0.6299	0.575月	管理職	0.55625 ～ 0.95	0.51175 ～ 0.85	0.625月	監督職	0.46725 ～ 0.60	0.42275 ～ 0.60	0.525月	一般職	0.4725 ～ 0.60	0.4275 ～ 0.55
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																									
	改正後	現行																																										
指定職	0.9460 ～ 1.2899	0.9020 ～ 1.2299	1.075月																																									
部長級	0 ～ 1.90	0 ～ 1.80	1.35月																																									
課長級	0 ～ 2.15	0 ～ 1.95	1.25月																																									
課長代理級	0.9345 ～ 1.65	0.8900 ～ 1.55	1.05月																																									
主任以下等	0.9450 ～ 1.60	0.9000 ～ 1.50																																										
再 任 用	指定職	0.5060 ～ 0.6899	0.4620 ～ 0.6299	0.575月																																								
	管理職	0.55625 ～ 0.95	0.51175 ～ 0.85	0.625月																																								
	監督職	0.46725 ～ 0.60	0.42275 ～ 0.60	0.525月																																								
	一般職	0.4725 ～ 0.60	0.4275 ～ 0.55																																									
施 行 期 日 附則	公布の日（令和元年12月24日予定） 令和元年12月1日から適用																																											

2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う。

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容		
派遣の対象とならない職員の特例 第2条第1号	【地方公務員法の改正に伴う文言整備】 「第22条第1項」→「第22条」		
施 行 期 日 附則	令和2年4月1日		

II 人事委員会承認事項の一部改正

1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																							
局長級職員の成績率の内容 第3	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>○ 令和元年12月に支給する勤勉手当 (局長級)</p> <p>・勤勉月数 1.025月(現行) → 1.075月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="512 674 933 1220"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.075超～1.2899月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.99975～1.075月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.946月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.075月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="989 674 1410 1220"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.025超～1.2299月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.95325～1.025月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.902月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.025月</td> </tr> </tbody> </table>				段階	成績率	上位	<u>1.075超～1.2899月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.99975～1.075月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.946月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.075月</u>		段階	成績率	上位	1.025超～1.2299月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.95325～1.025月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.902月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.025月	
段階	成績率																							
上位	<u>1.075超～1.2899月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
中位	<u>0.99975～1.075月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
下位	<u>0.946月</u>																							
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.075月</u>																								
段階	成績率																							
上位	1.025超～1.2299月 の範囲で 支給の都度定める																							
中位	0.95325～1.025月 の範囲で 支給の都度定める																							
下位	0.902月																							
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.025月																								
再任用局長級職員の成績率の内容 第4	<p>(再任用局長級)</p> <p>・勤勉月数 0.525月(現行) → 0.575月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="512 1420 933 1910"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>0.575超～0.6899月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.53475～0.575月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.506月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>0.575月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="989 1420 1410 1910"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>0.525超～0.6299月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.48825～0.525月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.462月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.525月</td> </tr> </tbody> </table>				段階	成績率	上位	<u>0.575超～0.6899月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.53475～0.575月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.506月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.575月</u>		段階	成績率	上位	0.525超～0.6299月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.48825～0.525月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.462月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.525月	
段階	成績率																							
上位	<u>0.575超～0.6899月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
中位	<u>0.53475～0.575月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
下位	<u>0.506月</u>																							
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.575月</u>																								
段階	成績率																							
上位	0.525超～0.6299月 の範囲で 支給の都度定める																							
中位	0.48825～0.525月 の範囲で 支給の都度定める																							
下位	0.462月																							
総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.525月																								
附 則	<p>令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。</p>																							

2 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																																					
行（一）5級等職員 の成績率の内容 第4	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 ○ 令和元年12月に支給する勤勉手当 （部長級） ・勤勉月数 1.3月（現行） → 1.35月																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.9月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.8月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td><u>1.2555月</u></td> <td>1.2090月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.1880月</u></td> <td>1.1440月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：1.9月)	支給の都度定める (上限：1.8月)	上位	4	20%	中位	3	50%	<u>1.2555月</u>	1.2090月	下位	2	20%	<u>1.1880月</u>	1.1440月	最下位	1	0月	0月		
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：1.9月)	支給の都度定める (上限：1.8月)																																		
上位	4	20%																																				
中位	3	50%	<u>1.2555月</u>	1.2090月																																		
下位	2	20%	<u>1.1880月</u>	1.1440月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
行（一）4級等職員 の成績率の内容 第5	（課長級） ・勤勉月数 1.2月（現行） → 1.25月																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：2.15月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.95月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td rowspan="2">3</td> <td>10%</td> <td rowspan="2"><u>1.1750月</u></td> <td rowspan="2">1.1280月</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.1125月</u></td> <td>1.0680月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.15月)	支給の都度定める (上限：1.95月)	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	<u>1.1750月</u>	1.1280月	中位(B)	40%	下位	2	20%	<u>1.1125月</u>	1.0680月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.15月)	支給の都度定める (上限：1.95月)																																		
上位	4	20%																																				
中位(A)	3	10%	<u>1.1750月</u>	1.1280月																																		
中位(B)		40%																																				
下位	2	20%	<u>1.1125月</u>	1.0680月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
行政系課長代理等 職員 の成績率の内容 第6	（課長代理級） ・勤勉月数 1.0月（現行） → 1.05月																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.65月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.55月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.9975月</u></td> <td>0.9500月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.9345月</u></td> <td>0.8900月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.0500月</u></td> <td>1.0000月</td> </tr> </tbody> </table>						改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.65月)	支給の都度定める (上限：1.55月)	上位	30%	中位	60%	<u>0.9975月</u>	0.9500月	下位	<u>0.9345月</u>	0.8900月	対象外		<u>1.0500月</u>	1.0000月									
		改正後	現 行																																			
段階	配分	成績率	成績率																																			
最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.65月)	支給の都度定める (上限：1.55月)																																			
上位	30%																																					
中位	60%	<u>0.9975月</u>	0.9500月																																			
下位		<u>0.9345月</u>	0.8900月																																			
対象外		<u>1.0500月</u>	1.0000月																																			

<p>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 1.0月(現行) → 1.05月</p> <table border="1" data-bbox="496 237 1433 562"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:1.6月)</td> <td>支給の都度定める (上限:1.5月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.0080月</u></td> <td>0.9600月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.9450月</u></td> <td>0.9000月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.0500月</u></td> <td>1.0000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:1.6月)	支給の都度定める (上限:1.5月)	中位	60%	<u>1.0080月</u>	0.9600月	下位	<u>0.9450月</u>	0.9000月	対象外		<u>1.0500月</u>	1.0000月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:1.6月)	支給の都度定める (上限:1.5月)																					
中位	60%	<u>1.0080月</u>	0.9600月																					
下位		<u>0.9450月</u>	0.9000月																					
対象外		<u>1.0500月</u>	1.0000月																					
<p>再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>第8</p>	<p>(再任用管理職員)</p> <p>・勤勉月数 0.575月(現行) → 0.625月</p> <table border="1" data-bbox="496 707 1425 965"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.95月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.85月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.5875月</u></td> <td>0.5405月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.55625月</u></td> <td>0.51175月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限:0.95月)	支給の都度定める (上限:0.85月)	中位	70%	<u>0.5875月</u>	0.5405月	下位	<u>0.55625月</u>	0.51175月				
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限:0.95月)	支給の都度定める (上限:0.85月)																					
中位	70%	<u>0.5875月</u>	0.5405月																					
下位		<u>0.55625月</u>	0.51175月																					
<p>再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第9</p>	<p>(再任用課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 0.475月(現行) → 0.525月</p> <table border="1" data-bbox="496 1126 1425 1424"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.6月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.6月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.49875月</u></td> <td>0.45125月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.46725月</u></td> <td>0.42275月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.525月</u></td> <td>0.4750月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.6月)	中位	60%	<u>0.49875月</u>	0.45125月	下位	<u>0.46725月</u>	0.42275月	対象外		<u>0.525月</u>	0.4750月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.6月)																					
中位	60%	<u>0.49875月</u>	0.45125月																					
下位		<u>0.46725月</u>	0.42275月																					
対象外		<u>0.525月</u>	0.4750月																					
<p>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第10</p>	<p>(再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.475月(現行) → 0.525月</p> <table border="1" data-bbox="496 1581 1425 1879"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.6月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.55月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.504月</u></td> <td>0.4560月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4725月</u></td> <td>0.4275月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.525月</u></td> <td>0.4750月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.55月)	中位	60%	<u>0.504月</u>	0.4560月	下位	<u>0.4725月</u>	0.4275月	対象外		<u>0.525月</u>	0.4750月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.6月)	支給の都度定める (上限:0.55月)																					
中位	60%	<u>0.504月</u>	0.4560月																					
下位		<u>0.4725月</u>	0.4275月																					
対象外		<u>0.525月</u>	0.4750月																					
<p>附 則</p>	<p>令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。</p>																							

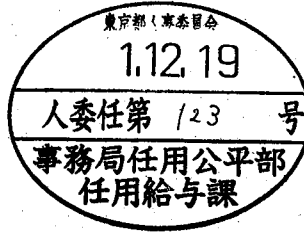
教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。



31 総人制第 626 号

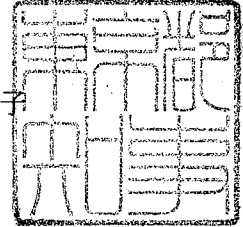
令和元年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



給与関係規則の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 21 条の 2 第 4 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正文

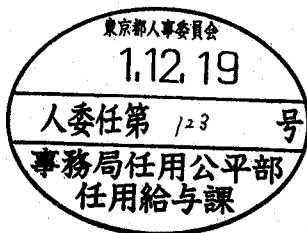
別添のとおり



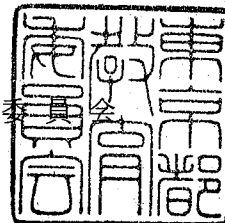
31教人勤第263号

令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



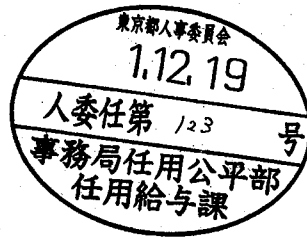
学校職員の勤勉手当に関する規則の改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項の規定に基づき承認方申請します。

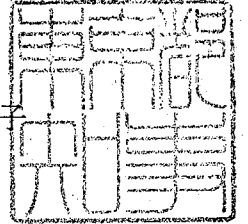


31総人人第1469号
令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都知事
小池百合子

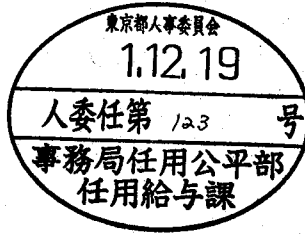


外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、別紙のとおり外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の
処遇等に関する条例施行規則（昭和63年東京都規則第25号）の一部を改正する必要
があるので、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭
和63年東京都条例第12号）第10条の規定に基づき承認方申請します。

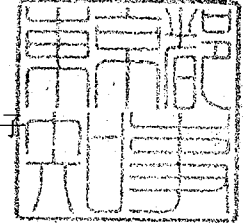


31 総人第 1577 号
令和元年 12 月 19 日



東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

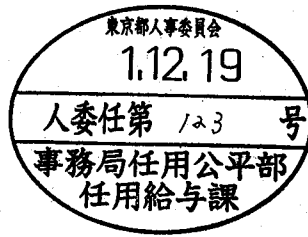
局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

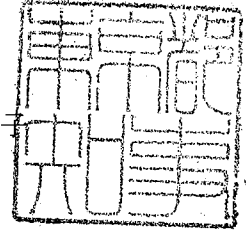


31 総人制第 603 号
令和元年 12 月 19 日



東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

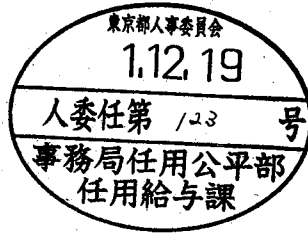
記

- 1 改正する要綱
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙】
- 2 適用年月日
令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

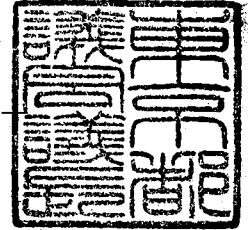


31 議 総 第 916 号
令和元年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長
石川 良



人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、令和元年 12 月 19 日付 31 総人制第 603 号による知事の例により実施したく申請いたします。

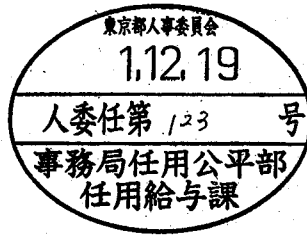
記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)



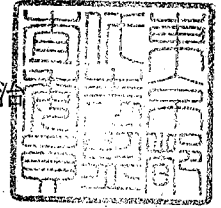
31監総第757号
令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都代表監査委員

友 淵 宗 治

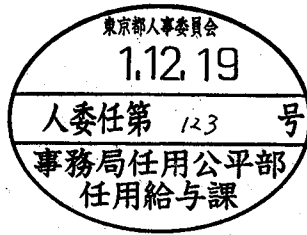


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和元年12月19日付31総人制第603号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

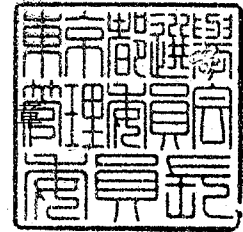
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



31 選 総 第 932 号
令和元年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 宮 崎

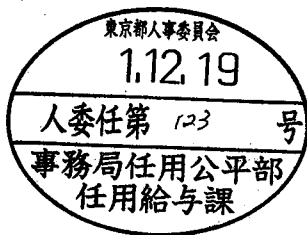


人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和元年 12 月 19 日付 31 総人制第 603 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

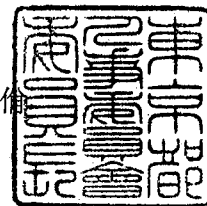
成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)



31人委総第808号
令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

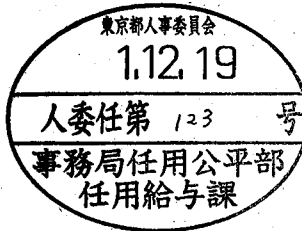


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和元年12月19日付31総人制第603号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

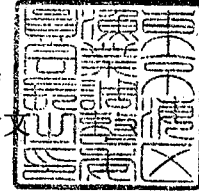
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



31 東京漁調第 91 号
令和元年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和元年 12 月 19 日付 31 総人制第 603 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認)

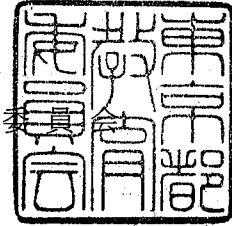


31教人勤第269号

令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

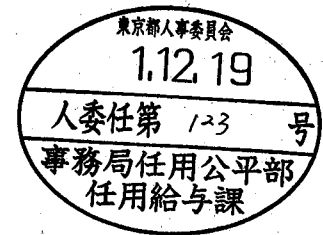
（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】

2 適用年月日

令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。





監. 警. 給. 審第 5961 号
令和元年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

警視総監
三 浦 正 充



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

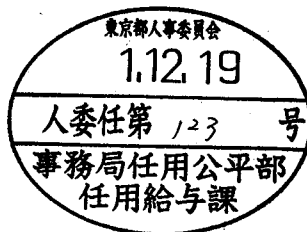
記

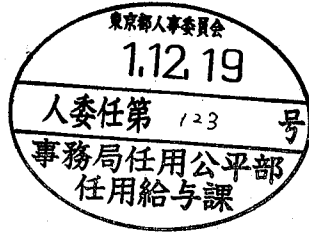
1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

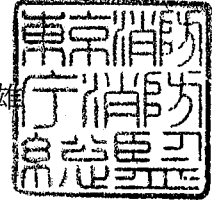




31人職第978号
令和元年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 安藤 俊雄



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

規則改正案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千二十」を「一万分の九千四百六十」に、「一万分の一万二千二百九十九」を「一万分の一万二千八百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万八千」を「一万分の一万九千」に改め、同項第三号中「一万分の一万九千五百」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の八千九百」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百二十」を「一万分の五千六十」に、「一万分の六千二百九十九」を「一万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第八号中「一万分の四千二百二十七・五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、

令和元年十二月一日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万九千五百」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第二号中「一万分の八千九百」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千」に改め、同項第四号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千五百六十」に改め、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第五号中「一万分の四千二百二十七・五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第六号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規

定は、令和元年十二月一日から適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

承認事項案文一覧

～ 目次 ～

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）（4頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10750</u>超10000分の<u>12899</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9997.5</u>以上10000分の<u>10750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9460</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10750</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5750</u>超10000分の<u>6899</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5347.5</u>以上10000分の<u>5750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5060</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5750</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10250</u>超10000分の<u>12299</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9532.5</u>以上10000分の<u>10250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9020</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10250</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5250</u>超10000分の<u>6299</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4882.5</u>以上10000分の<u>5250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4620</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5250</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（略）</p>

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A)（現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下位 10000分の<u>11125</u></p> <p>（6）最下位（現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位(A)（略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11280</u></p> <p>（5）下位 10000分の<u>10680</u></p> <p>（6）最下位（略）</p>

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9345
- (5) 対象外 10000分の10500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の10080
- (3) 下位 10000分の9450
- (4) 対象外 10000分の10500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の8900
- (5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の9600
- (3) 下位 10000分の9000
- (4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5040
- (3) 下位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (略)

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位 （現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A) （現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>11125</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位 （略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中位(A) （略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11280</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>10680</u></p>

(6) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9345
- (5) 対象外 10000分の10500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の10080
- (3) 下位 10000分の9450
- (4) 対象外 10000分の10500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

(6) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の8900
- (5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の9600
- (3) 下位 10000分の9000
- (4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5040
- (3) 下位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (略)

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11750</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11125</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>10080</u></p>	<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11280</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>10680</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>9500</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>8900</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10000</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上 位（略）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>9600</u></p>

- (3) 下位 10000分の9450
(4) 対象外 10000分の10500

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の5875
(3) 下位 10000分の5562.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4987.5
(3) 下位 10000分の4672.5
(4) 対象外 10000分の5250

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の5040
(3) 下位 10000分の4725
(4) 対象外 10000分の5250

第10から第20まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

- (3) 下位 10000分の9000
(4) 対象外 10000分の10000

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の5405
(3) 下位 10000分の5117.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4512.5
(3) 下位 10000分の4227.5
(4) 対象外 10000分の4750

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4560
(3) 下位 10000分の4275
(4) 対象外 10000分の4750

第10から第20まで (略)

【別紙】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改 正 案	現 行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。</u></p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>12555</u>
下位	D	10000分の <u>12285</u>
最下位	E	10000分の <u>9855</u>
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>12090</u>
下位	D	10000分の <u>11830</u>
最下位	E	10000分の <u>9490</u>
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>11750</u>
下位	D	10000分の <u>11500</u>
最下位	E	10000分の <u>9250</u>
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>11280</u>
下位	D	10000分の <u>11040</u>
最下位	E	10000分の <u>8880</u>
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>9975</u>
下位	D	10000分の <u>9870</u>
最下位	E	10000分の <u>9345</u>
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>9500</u>
下位	D	10000分の <u>9400</u>
最下位	E	10000分の <u>8900</u>
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>9975</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9345</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>10080</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9450</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5875</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>5562.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>9500</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>8900</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>9600</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9000</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5405</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>5117.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4987.5</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>4672.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4987.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4672.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5040</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4725</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4512.5</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>4227.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4512.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4227.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4560</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4275</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改 正 案	現 行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>11750</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11125</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>11280</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>10680</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9660
- (5) 最下位 10000分の9345
- (6) 対象外 10000分の10500

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 最上位 (現行のとおり)
 - (2) 上位 (現行のとおり)
 - (3) 中位 10000分の10080
 - (4) 下位 10000分の9765
 - (5) 最下位 10000分の9450
 - (6) 対象外 10000分の10500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の5875
 - (3) 下位 10000分の5562.5

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の4987.5
 - (3) 下位 10000分の4672.5
 - (4) 対象外 10000分の5250

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の9200
- (5) 最下位 10000分の8900
- (6) 対象外 10000分の10000

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 最上位 (略)
 - (2) 上位 (略)
 - (3) 中位 10000分の9600
 - (4) 下位 10000分の9300
 - (5) 最下位 10000分の9000
 - (6) 対象外 10000分の10000

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の5405
 - (3) 下位 10000分の5117.5

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の4512.5
 - (3) 下位 10000分の4227.5
 - (4) 対象外 10000分の4750

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5040

(3) 下位 10000分の4725

(4) 対象外 10000分の5250

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4560

(3) 下位 10000分の4275

(4) 対象外 10000分の4750

第11から第25まで (略)

規 則 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千四百六十以上一万分の一万二千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の一万九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千三百四十以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千四百五十以上一万分の一万六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千六十以上一万分の六千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千</u></p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千二十以上一万分の一万二千二百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の一万九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の八千九百以上一万分の一万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千以上一万分の一万五千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千六百二十以上一万分の六千二百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</u></p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千百十七・五以上一万分の八千</u></p>

五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで (現行のとおり) (成績率)</p> <p>第三条の四 (現行のとおり)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上<u>一万分の二万一千五百</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千三百四十五</u>以上<u>一万分の一万六千五百</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千四百五十</u>以上<u>一万分の一万六千</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千五百六十二・五</u>以上<u>一万分の九千五百</u>以下</p>	<p>第一条から第三条の三まで (略) (成績率)</p> <p>第三条の四 (略)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上<u>一万分の一万九千五百</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の八千九百</u>以上<u>一万分の一万五千五百</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千</u>以上<u>一万分の一万五千</u>以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千百十七・五</u>以上<u>一万分の八千五百</u>以下</p>

下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の規定により東京都以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたもの</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第一項の規定により東京都以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたもの</p> <p>二（略）</p> <p>第三条（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（条件付採用）</p> <p>第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（条件付採用及び臨時的任用）</p> <p>第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</p> <p>2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。</p> <p>4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。</p> <p>7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。</p>